

2022年度ネパール本邦研修（民法改正・運用改善）

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2023年3月9日（木）から同月18日（土）まで（移動日を含む。）の日程で、ネパール最高裁スシュマ・ラタ・マテマ判事ら15名を対象に、法務総合研究所及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、2022年度ネパール本邦研修（民法改正・運用改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

第2 研修の背景及び目的

ネパールでは、2006年に内戦が終結した後の平和構築・民主化プロセスにおいて、基本法の制定を始めとする法整備が司法セクターの主要な課題の一つとされ、特に、150年以上前に制定されたムルキアイン（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等が渾然一体となった法）の近代化が求められていた。その中で、JICAは、2009年から民法の起草支援を開始し、日本側のアドバイザーグループがネパール側の草案にコメントをする形を中心とした支援をした。これらの協力もあり、2017年には、民法を含む基本5法が成立し、翌2018年から施行された（刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び量刑法については、国連開発計画（UNDP）が支援した。）。

一方で、新たに施行された基本5法については、過去のネパールの法慣習との齟齬などもあり、多くの課題が残されている。特に、民法に関連する理論的な問題として、不法行為における民事責任と刑事責任の区別の不完全、国家賠償責任の未整備、ネパール特有の家族共同財産制度の運用の困難、不動産取引と契約法の関係の未整理などが挙げられる。また、実務の運用面においても、全体的な訴訟遅延、リーガル・エイドの不足や役所間の連携の不備等に加え、多くの紛争が司法委員会（Judicial Committee）と呼ばれる地方自治体に付属する紛争解決機関において非法曹により民法を規範としない形で解決されていることを背景として、民法が広く普及して効率的に運用されているとは言い難いのが現状である。

このように民法の内容及び運用に関して多くの課題が認められる中、2021年度は、民法改正支援アドバイザーグループの各委員が、不法行為法、国家賠償法、家族法、契約法、財産法の分野について日本側の知見をオンラインで提供し、ネパール民法の課題について議論をするなどした。そして、2022年6月には、オンライン併用形式で、ネパール側とハイレベルのセッションを開催し、更に民法改正の議論を深めるなどした。これらの議論を通じ、ネパール側は現行民法の問題点を実感しつつあり、現

在、民法について、実務的な運用で対応できる部分と改正による対応が必要な部分を検討している状況である。そうした中、ネパール側から、日本側アドバイザーグループの各委員と集中的に議論するとともに、日本の実務を見聞し、ネパール民法の課題や実務の改善点を特定して今後の方針を策定したいとの要望が出されたことを受け、将来の民法改正及び運用改善を視野に入れ、理論と実務の両面において日本側の知見を共有するべく、本研修の実施に至った。

第3 本研修の内容

1 アドバイザリーグループ委員による講義等

(1) 概要

本研修では、研修参加者と民法改正支援アドバイザーグループ委員が民法改正等の主要なテーマについて集中的に議論を行うことにより、民法改正及び運用改善に向けた共通の問題意識を醸成することを目指し、同委員である松尾弘教授、南方暁名誉教授、木原浩之教授及び森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」という。）所長から、財産法、家族法、不法行為法及び国家賠償責任の合計4つのテーマについてそれぞれ講義を実施していただき、各講義の中の質疑応答を通じて研修参加者の問題意識の醸成を図った。各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載する。）。

(2) 亜細亜大学木原教授による「不法行為法」の講義

木原教授は、ネパールの不法行為法における一般的な問題として、①不法行為法における一般法と特別法（製造物責任、交通事故の責任）の関係、②不法行為法と契約法の関係、③不法行為法と刑事責任の関係を取り上げた。②については、ネパール民法における損害賠償の範囲について、契約法上は現実の損害のみが対象となるのに対し、不法行為法上は派生的損害も対象となると解されていることや、契約関係が存在しなかった者の行為によって生じた損害は不法行為によるものと見なす（672条2項）という規定が存在することを踏まえ、契約関係が存在する者の間で派生的損害の賠償が必要となった場合の不都合にどのように対処すべきかといった問題提起がなされた。また、③の点については、ネパールにおいては民法が施行されるまで、一般的な不法行為法という概念がなく、損害賠償については、特別法の規定に基づいて処理されたり、刑事手続において刑罰の一つとして処理されたりしていたところ、民法では不法行為の規定が設けられたものの、同法683条1項には、当該行為が犯罪として処理される場合又は特別法に不法行為に関する規定がある場合は民法上の不法行為法の責任を負わないと定められており、この規定を維持すべきであるかという点についても問題提起がなされた。

(3) 慶應義塾大学大学院松尾弘教授による「財産法」の講義

ネパール民法は、前記のとおり、日本の支援を受けて起草されたが、日本の民法には見られない制度もある。松尾教授は、その中で、契約によって設定される権利

であるが、物権類似の性質を有する usufruct（ネパール民法 352 - 367 条）、servitude（同法 368 - 382 条）を取り上げ、ネパール民法の明文上明らかではない点、例えば、servitude を時効取得できるか、servitude の存在を第三者に対して主張するための要件が何かといった点について、日本における類似の制度に関する最高裁判例の考え方等を紹介しながら問題提起をしたほか、そもそも、ネパール民法において、契約による物権変動がいつの時点で生じると考えるべきであるかといった点について、日本の民法だけではなく、独仏の民法の考え方を参照しつつ問題提起をした。

(4) UNAFEI 森永太郎所長による「国家賠償法」の講義

森永所長は、ネパールにおいて国家賠償法が制定されておらず、国家が賠償責任を負う場合があるとの考え方も浸透していないことを前提とし、国家責任の有無についての考え方の相違を整理した上で、それぞれの考え方に立った場合の賠償責任の捉え方を行政法的な問題と考えるか民事法的な問題と考えるか、国家が責任を負うとしても直接責任、代位責任又は連帯責任を負うか、国家賠償請求をなし得るとしてその手続面の課題として誰が被告になるか、通常の民事訴訟と異なる点があるか、といった点について問題提起をした。

(5) 新潟大学南方暁名誉教授による「家族共同財産分割」の講義

南方名誉教授は、婚姻と相続における共同財産の問題を取り上げ、日本の民法におけるそれぞれの場面の共同財産及び特有財産（又は個別財産）の取扱いを紹介した上で、ネパール民法にある ‘the property in common’ 及び ‘the private property’ の考え方との相違を指摘した。研修参加者からは、仮想事例を基に、生前贈与がある場合の相続分がどのようになるかについて質問が複数なされるなど、日本の制度に対する高い関心が示された。

(6) グループによる検討及び検討結果の発表等

本研修の最終日には、前記 4 つの講義テーマに即して研修参加者をグループ分けし、グループ内で民法改正及び運用改善に関する議論を行った上で、各グループが考える改正及び運用改善の必要点について研修最終日に発表した。その内容は、本研修における日本側からのインプット内容を踏まえてネパール民法の内容及び運用面の問題を整理し、改善への糸口を示唆するものであった。前記各講師から各発表についてのコメントをいただき、これに基づいて更に質疑応答を行った。

2 見学・講義

本研修では、前記のとおりネパール国内で指摘されている不法行為における民事責任と刑事責任の区別の不完全や国家賠償責任の未整備等の問題について研修参加者の問題意識を醸成するため、東京地方裁判所、東京法務局及び法テラスの訪問見学を実施した。

東京地方裁判所においては、研修参加者全員が刑事裁判を傍聴した後、刑事部及び

民事部の裁判官らから日本の刑事及び民事の裁判手続の概要の説明を受けた。その中では、民事責任と刑事責任の区別を前提として、損害賠償命令制度といった日本の制度についての説明もなされた。

東京法務局においては、国家賠償請求訴訟を担当する訟務検事から、同訴訟に対応するための組織体制や訴訟準備の進め方等について講義を受けた。

さらに、法テラスにおいては、スタッフ弁護士から、刑事民事における被害者支援業務を含めた法テラスの業務概要について講義を受けたほか、外国人在留支援センター（FRESC）に所在する法テラス本部国際室の外国人支援業務の特徴や同室において自治体の相談窓口職員や通訳ボランティアなどの各地の外国人支援者向けにセミナーを実施していることなどについて説明がなされた。

第4 総括

現在、ネパールにおいて民法改正の議論の俎上に載っているのは婚姻適齢の引き下げなどの論点とのことであり、必ずしも本研修で扱った内容と重なっていない。本研修で扱ったネパール民法の問題点についても、これまで繰り返し日本側から知見の共有や問題提起を行ってきたものの、現時点でこれらの点を踏まえた改正や運用改善に向けての具体的な動きが見られないことを踏まえれば、本研修の実施後、短期間で民法改正に向かうことは想定し難いといえよう。

しかしながら、本研修には最高裁判事を始めとして裁判・行政実務の中核を担う人材が参加しており、これらの参加者に民法の運用改善の余地があるものと実感してもらえたのであれば、これらの参加者による民法の運用に一定程度の示唆を与えたことが期待できる。また、本研修には法・司法・議会省の30代の若手職員複数名も参加しており、これらの職員が将来の法改正作業の中核を担っていくことが期待される。これらの職員に現行民法の問題点について実感してもらえたのであれば、将来の改正に向けて種を播くことができたといえる。

以上を総合すれば、本研修はその目的を十分に達成することができたといえる。

最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた機関を始めとする関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

令和4年度ネパール国別研修「民法改正及び運用改善」日程表
 【令和5年3月9日（木）～3月18日（土）（移動日を含む。）】

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考				
3 /	木 9			ネパールから移動	機内泊				
3 /	金 10	【入国】 成田空港着		13:00 JICAオリエンテーション 15:00 専門家オリエンテーション 17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊				
JICA東京国際センター(TIC) SR410									
3 /	土 11	(都内視察)			JICA東京国際センター (TIC)泊				
3 /	日 12	(書類整理)			JICA東京国際センター (TIC)泊				
3 /	月 13	10:00 国際協力部 オリエンテーション	10:30 【ネパール側発表】 カントリーレポート	12:00	14:00 【講義と意見交換】 亜細亜大学 木原浩之教授「不法行為法」	17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊		
		JICA東京国際センター(TIC)			JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	火 14	10:00 【講義と意見交換】 慶應義塾大学大学院 松尾弘教授「財産法」		12:30	14:30 【講義と意見交換】 UNAFEI 森永太郎所長「国家賠償法」	17:30	JICA東京国際センター (TIC)泊		
		慶應義塾大学法科大学院三田キャンパス			JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	水 15	9:30 東京地方裁判所訪問		12:10	14:00 【意見交換会】 国際協力部長主催	14:30 法総研所長 表敬訪問	15:30 東京法務局訪問	17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊
		東京地方裁判所			法務省付近	法務省	東京法務局		
3 /	木 16	10:30 法テラス本部国際室長/弁護士 富田さとこ氏 「日本司法支援センター(法テラス)の業務について」		12:00	14:00 【講義と意見交換】 新潟大学 南方暁名誉教授「家族共同財産分割」		17:00	ICCLC懇親会 JICA東京国際センター(TIC) 泊	
		外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)			JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	金 17	10:00 【民法改正の課題の意見交換】 慶應義塾大学大学院 松尾弘教授		12:00	14:00 【総括質疑及び発表・評価会・修了式】		17:00	JICA東京国際センター (TIC)泊	
		JICA東京国際センター(TIC)			JICA東京国際センター(TIC)				
3 /	土 18	【出国】 成田空港発							

令和4年度ネパール国別研修「民法改正及び運用改善」

1	スシュマ・ラタ・マテマ
	Ms. Sushma Lata Mathema 最高裁判事 (Justice)
2	リラ・デビ・ガルトウラ
	Ms. Lila Devi Gadtaula ネパール法律委員会次官 (Secretary)
3	シャン・クマリ・アディカリ
	Dr. Ms. Shashi Kumary Adhikary トリブヴァン大学法学部教授 (Professor)
4	カイラス・プラサド・スベディ
	Mr. Kailash Prasad Subedi バルディア地方裁判所判事 (Judge)
5	ファンindra・ゴウタム
	Mr. Phanindra Gautam 法務・司法・議会省次官補 (Joint Secretary)
6	ラマ・デビ・パラジュリ
	Ms. Rama Devi Parajuli 国家司法学院教授 (Faculty member, Joint Attorney)
7	ジャガディシュ・プラサド・バッタ
	Mr. Jagadish Prasad Bhatta パタン高等裁判所事務局長 (Registrar)
8	ハルク・バハドウル・ラワル
	Mr. Hark Bahadur Rawal ネパール弁護士会副会長 (Vice Chairman)
9	バハト・バハドウル・ラウト
	Mr. Bharat Bahadur Raut ネパール弁護士会財務担当役員 (Treasurer)
10	ラジャン・ネパール
	Mr. Rajan Nepal ネパール法律委員会課長 (Under Secretary)
11	ジャインドラ・プラサド・グラガイ
	Mr. Jhaindra Prasad Guragain 法司法議会省課長 (Under Secretary)
12	ルドラ・プラサド・スベディ
	Mr. Rudra Prasad Subedi 法務長官府副政府法務官 (Deputy Government Attorney)
13	ウダヤ・プラカシュ・リンブ
	Mr. Udaya Prakash Limbu 法司法議会省職員 (Section Officer)
14	ナビン・ガルトウラ
	Mr. Nabin Godtaula 法司法議会省職員 (Section Officer)
15	ディパ・ジョシ
	Ms. Deepa Joshi 法司法議会省職員 (Section Officer)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 茅根 航一 (CHINONE Koichi) 曾我 学 (SOGA Manabu)

国際専門官 / Administrative Staff 千葉真希子 (CHIBA Makiko) 徳井靖士 (TOKUI Yasushi)